

批評と紹介

東
洋
学
報

P. オリヴェル著

マヌ法典（批判的校訂と翻訳）

原 實 報

20世紀の終わりから21世紀の初めにかけて、古代インド研究は画期的な変化を経験した。その中でも最も注目すべきものはアフガニスタン出土の仏典写本の発見に係わり、現在ノルウェーの Oslo とアメリカの Seattle を中心として精力的に原典の校訂と研究が発表されている。併しそれとは別に、今世紀の冒頭を飾る画期的な二つの出版があった。その一つは全5巻に収められた G. J. Meulenbeld の A History of Indian Medical Literature (Groningen 1999-2002) で、インドの医学史研究に一時期を画したが、今一つはここに紹介せんとする Patrick Olivelle による Manu 法典の批判的校訂出版である。

周知の通り古代インド法制史の研究は近代西洋のインド研究黎明期に始まり、W. Jones 卿は1794年、Manu 法典 (Mānava Dharma Śāstra=Manusmṛiti。以下 MDh と略称する) の英訳を世に問うた。19世紀末葉、G. Bühler は写本に基づいて Dharma-sūtra を批判的に校訂し、それらの英訳を Sacred Laws of the Aryans 2巻に収め (1879-82)、更に1886年 MDh の英訳を詳細な注記と共に世に送って、学界に貢献した。インドに在っては P. V. Kane の大著 History of Dharma-śāstra 全5巻が刊行されて研究史に一時期を画したが、欧米に於いても J. Jolly, J. J. Meyer, R. Lingat, L. Sternbach, J. D. M. Derrett, L. Rocher 等の碩学が輩出してインド法制史研究は着実な進歩を遂げた。本邦に於いても本典は三度邦訳され、法典と叙事詩との関係も種々に論じられている。

併しながらこのインドの代表的法典として有名な MDh の翻訳研究は久しく原典の所謂「通俗流布版」に拠っており、写本を厳密に比較して原典を批判的に校訂出版する試みは嘗て為されなかった。斯かる状況に鑑み、前世紀の終わりに近く夙に Nārada 法典の批判的出版と英訳によって令名を馳せていた Austin Texas 大学の R. Lariviere 博士は、MDh の原典校訂を企画し、国際協力を筆者にも呼びかけられた。筆者は唯 Guggenheim Foundation に推薦者の一人として名を連ねたに過ぎなかったが、2005年に到って待望の成果

第八十九卷
三七八

が全1131頁の大冊となって Oxford 大学から出版された。但し著者は当初の Lariviere に替わって、これまで The Early Upaniṣads (Oxford 1998), Dharmasūtras, The Law Codes of Āpastamba, Gautama, Bauddhāyana and Vasīṣṭha (Oxford 1999, Delhi 2000), The Pañcatantra, The Book of India's Folk Wisdom (Oxford 1997) 等の翻訳や、The Āśrama System; The History and Hermeneutics of religious Institution (Oxford 1998) の研究で知られる同学の Patrick Olivelle であった。著者より本書の恵贈を受けた筆者は、ここにこの重要な出版を広く本邦学者に紹介してその好意に応え、義務の一端を果たしたいと思う。

本書は短い序文に始まり、略語表、解説、全12章の英訳とその注記、原典の批判的校訂とその注記、四つの補遺、文献目録、平行句一覧、原典索引、翻訳索引に終わっている。その主要部分はもとより翻訳部と原典校訂部 (pp. 77-982) であるが、この部分は内容が余りにも専門的に過ぎるので、ここには唯 Introduction (pp.3-70) に説く所に従って全巻を概観したいと考える。

I Authorship and Composition

序論第一部に於いて著者は先ず、作者と作成過程の問題に触れ、ここで従来大きな問題とされていた作者の一人説と多人説に触れるが、著者は「多人説」に排して「一人説」の立場を闡明にし、それは「類稀な能力と組織力に長けた一個人」(a single individual with extraordinary ability and a systematic mind) の編んだものとしている (p.19)。併し「一人説」を立てるには、原典内の内的矛盾記述など「多人説」の論拠である多くの問題をそれなりに解決せねばならないから、この作者問題は当然本書の「構成」(Composition, Structure) と「改訂者」(The Work of Redactors) の問題と不可分となる。

その中「構成」を論ずる部分で著者は、現在の研究者が抛り、又古来インドの注釈者が従っていた全篇12章の構成が本来的なものではないとし、現存原典の根底にはそれとは異なる latent deeper structure があって、それは以下に述べる四章より成っていたと考える。その内的区分は著者が “transitional verse” と呼ぶ諸要素によっても看取され得る。MDh 中には ukta, kīrtita (以上…が説かれた) の過去分詞があり、又 pravakṣyāmi (これより更に [ataḥ param] …を説かん) の一人称未来形、更に śrūyatām, nibodhata (汝ら知るべし)、śṛṇu (聴け) 等の命令形が散見して、作者による意図的な主題変更区画がここに明示されていると言う。その結果、「潜在的深層構造」は12章に替わって、「宇宙創造」(sarvasya sambhava=1.1-119)、「法源」(dharma-yoni=2.1-24)、「四姓の法」(cātur-varṇyasya-dharma=2.25-11.226)、「業」(karma-yogasya nirṇaya=12.3-116) の4章より成る。この中、量質共に他に冠絶する第3章は MDh の基本部分で、先行の2章は序論、最後の第4章は結論を成

す。そしてこの第3章はもと *dharma-vidhi* (2.25-10.131) と *prāyaścitta* (11.1-265) に大分され、その第1節 *dharma-vidhi* は更に常時 (*anāpadi*) と非常時 (*āpadi*) に二分され、前者はバラモン、王族、庶民と奴隷の法に分れるが、その中でも「バラモン」と「王」の法が最重要視されていた。そして本書の成立年代は、地名や他民族への言及に徴して凡そ2—3世紀であるとする。

肉食や *niyoga* (長兄没後に寡婦をその弟が娶る事) の肯定と否定等 MDh 自体の内部矛盾の存在は古来議論的となっていたが、それらは「複数著者説」を支持する根拠とならないと著者は言う。肉食肯定は古来の動物犠牲の習慣是認、その否定は不殺生のモラル、*niyoga* の肯定は子孫維持の古法の尊重、その否定は寡婦の貞操という道徳的人情の発露と見れば、両者の並列は *legal and moral* の文脈で各々解決出来ると言う。古く *Veda* の宗教に交代宗教 (*henotheism*) の要素があり、古代インドには誇張法 (*atiśayukti*) があった事を想起すれば、MDh 内の矛盾も当然首肯されて然るべきであるとし、それらは “anthologizing” (p.33) の概念で解決され得るという。

II Sources of Manu

既述の通り、元来4章より成っていた MDh の主要部はバラモンと王族の慣習義務を論じていたが、前者に関して MDh は *Gautama* を主軸とする *Dharma-sūtra* の伝承を承け、後者に関しては *Artha-sāstra* の伝統を継承していた。それらは特殊用語 (*deśa*, *sāhasa*, etc.) の検討によって明らかである。

III The Work of Redactors

印刷技術の存在しない時代には著者の没後、その著作の伝承は筆写に任されるが、組織的叙述に長けていた *Manu* の著作も例外ではなかった。その結果、原本は写字生の不注意による無意識の変更や、時に意図的な改変、改竄を余儀なくされた。写本伝承間の異同に注意して、原典に新古の層を確定せんとする試みは既にインドの註釈家の中に見出され、*Bhāruci* や *Medhātīthi* 等は MDh 中の或る特定 *verse* の正当性を疑問視していた (*kecid āhuḥ amānavo 'yam ślokaḥ*)。近年に至ると *Bühler* は聖書文献学の所謂 *Source Criticism* の方法に拠って仮想された *Mānava-Dharma-Sūtra* の原型復元を目安として、新古の層を明らかにしようとしたが、*Olivelle* はその方法は採らないと明言して、現存の順序に従って第1章から第12章までを批判的に解説する。

第1章。法典が宇宙創造より始まるのは如何にも奇異で、その *Source* を *Dharma-Sūtra* に求めた *Bühler* はこの部分を、後世の追加部分としたが、既に *Medhātīthi* も同様に考えていた。併し *Olivelle* は *puruṣa-sūkta* の引用に終

わる1.31までを、法典の権威付の為の真正部分であるとする。その後の1.32-57は後世の挿入部分で、これは更に3部分に分かれる(32-41, 42-50, 51-57)。従って1-31は直ちに1.58-60に接続していた。その後も又5部分よりなる(61-86, 87-91, 92-101, 102-110, 111-118)後人の挿入の運命に遭った。従って第1章は1.60で終り、“transitional verse” śrūyatām の語を含む1.60は、nibodhata の語を含む2.1に直結していると思えるべきであると言う。

第2章—第7章。MDh の中軸部を形成するこの部分に挿入は極めて少ない。挿入は2.2-5と2.88-100で、後者は Bhaviṣya Purāṇa 1.2.5-27ab との比較対照によって確認される。

第8章。王の内政義務である18項目(vyavahāra)よりなる訴訟手続きは8.3に始まり9.250に至って完結する。その執行過程を自然に見る時、20-22, 27-29, 30-40, 386-420は後世挿入部分として確認される。

第9章。賭博を扱う221-8は寧ろ「刺の除去」(kaṅthaka-śodhana)に属するが、真正部分とされ、挿入は寧ろその後の229-259に見られる。又294-311の部分は元来王法を論ずる第7章に属すべく、更に313-23も後世の追加であり、312は324-5に直結している。

第10章。第9章の最終頌は āpad-dharma に移行する旨を予告するが、次章は案に相違して雑種階級を喋々と説く。併し Olivelle は冒頭の1.2 (antara-prab-hava) に徴してこれを真正部分と認め、Gautama (4.16-28) と Kauṭilya (3.7.20-37) にもそれを支持する根拠があるとする。

第11章。Bhāruci も指摘する様に、Manu は第10章の終頌で「次に贖罪(prā-yaścitta)を説く」と言いながら、実際にそれが始まるのは44に於いてであるから、1-43は後世の追加とされる。そしてそれは190において完結を見る。この間127-179と191-247は挿入とされるから、本章は可なり短縮される事となる。

第12章。法典に異質とされる業の問題がここに説かれるが、さりとてそれを排除する積極的根拠はない。本章は業の果一般を説く3-81と、最高福祉を説く83-106に大別され、その分岐点は Manu 自身の transitional verse (82) によって明示される。107-115は言語的にも異質であるから、106は116に直結し、ここで法典全体が終わっているとみるべきである。従って最終結論部分(117-126)も後世の追加となる。

Olivelle は一貫して、類稀な組織的才能に恵まれた著者の唯一人説を採り、解説順序の自然、不自然を基準として新古の層を明らかにした。従ってそれは Bühler の Dharma-sūtra を基準として判断すると全く異なっている。その結果は Editor's Outline (pp.77-86) に表示されているが、それによると

MDh の全2680頌の中、329頌は後世の追加となり、それらは全体の12%に相当する。

東
洋
学
報

IV Nature and Purpose of the Treatise

理論と実際の問題は古来インドで *śāstra* と *prayoga* として論議されて来たが、法典の規定とその実生活への適用が如何様であったかがこの章に論じられ、実際のインドの法運営には、就中 *śiṣṭa* (専門家) の役割が重大であった事が確認される。

V Manu and the later dharma tradition

MDh 以外に完本として *Viṣṇu*, *Yājñavalkya*, *Nārada* の3法典が現在伝えられ、断片的に伝えられていた *Bṛhaspati* と *Kātyāyana* も学者の努力によって再建されたが、それらは全て MDh に範を取っている。唯、*Viṣṇu* が例外的に散文で伝えられている事、*Yājñavalkya* が MDh に準拠しつつも *ācāra*, *vyavahāra*, *prāyaścitta* の新機軸を考案して、後の法典の基準となった事は注目される。MDh には *Bhārucci* (7c), *Medhātithi* (9c) を始めとして9の注釈書が書かれ、中世には王室の保護の下に *Nibandha* が編纂されたが、MDh はそれらに対しても常に最高権威として君臨した。

翻訳部

Olivelle は全2680頌を順次英訳する (pp.87-236) が、或る程度諸写本の支持のある場合には + 印を付して注部分 (pp.237-350) に *additional verse* (-s) として紹介している。注部分は近年までの研究史に言及して示唆に富む。

校訂部

Manu 法典は1794年 *W. Jones* 卿によって英訳されて以来、インドの法典の白眉として西洋に知られ、原典も *Kullūka* 注に拠る所謂 “*vulgate version*” が1813年 (*Calcutta*) 以来何回も出版された。例外的に *J. Jolly* は18種の写本によって原典批判を試み、*G. Jha* は *Medhātithi* を、そして *D. Derrett* は *Bhārucci* の注釈を校訂した。

今回の原典校訂は53の写本と、12の引用 (citations) に基づいてなされている。写本はインド、ネパール、イギリスの大学や研究所に蔵置されているもので、それらは *Bengali*, *Grantha*, *Malayalam*, *Old Nagari*, *Oriya*, *Śārada*, *Telugu*, *Newari* と *Devanāgarī* の諸文字で書かれている。「原典は注釈書によって固定する」と言われるが、MDh には現在9種類の注釈が伝えられている。その中、*Bhārucci* (6c), *Medhātithi* (9c), *Nārāyaṇa* (15c) の三者は、彼等が参

第
八
十
九
卷
三
七
四

照した写本に見える異読をも挙げているので、それらは原典確定の一助となる。この他、Testimonia として Śabara, Śaṅkara, Kumārila などに見える MDh の引用が必要に応じて随時参照されている。

III. Genealogy of Manuscripts

MDh は余りにもインドでよく知られ、且つ影響力も極めて大であったから、地域的時代的に如何程隔たっているとしても、その読みは概して同一で、写本間に原典の所謂 recensions を立てる事が不可能な程であるが、それでも一応写本群を南インド文字で綴られた「南方伝承」(ST)と北インド文字で綴られた「北方伝承」(NT)に大別する事が出来、概して前者の方がより古く良い読みを保存している。後者は更にその主流を占め、且つ古い traditional (NT-x) と vulgate (NT-y) とに二分される。前者には Medhātithi, Govindarāja, Nārāyaṇa の注釈が属し、Jolly の校定本もこれに拠っている。後者は最も質の悪い伝承であるにも拘らず、後世の注釈家である Kullūka と Maṇirāma がこれに属した為に有名になった。現代インドの通俗校訂出版 (Kashi Sanskrit Series, Nirṇaya Sagar Press) が多くこの NT-y に拠っている事は如何にも皮肉な事実といわざるを得ない。

IV. Constitution of the Text

基本的には全ての写本並びに注釈は同一の原典を保存しているから、余分な追加部分は直ちに看取する事が可能である。併し MDh の場合には両叙事詩の如く同じものの長短の伝承を伝える Recension なるものは存在しない。従って原典の再構成は複数の競合する読みの何れがより原型に近いかを選ぶに留まるが、一応の基準として以下のものが挙げられる。先ず南北両伝承 (ST+NT) に共通するものが最優先され、ST+NT-x がこれに次ぎ、最後に NT-y が位する。そしてこれらに中世法典文献、Testimonia、注釈文献が時に支持を与える。ST と NT が合致せぬ場合や、ST と NT-y が NT-x と異なる場合、選択が面倒となるが、選択に絶対的基準を立てる事は不可能で、個々の場合に従って注釈、Testimonia 等によって随時決定せざるを得ない。併し Lectio difficilior を優先するのは校訂の原則として一貫している。批判的出版に於いて最も重要なものは写本間の異読資料の明示で、それは所謂 Critical apparatus 部分に相当するが、多くの場合利用者によって兎角無視される運命にあるのは皮肉な事である。

Devanāgarī 文字による原典は pp.383-913に及び、本書の主要部分を形成している。原典部分は叙事詩の批判的出版と同様、頁の上部に原典、下部に

variants が細字で印刷され、それは注 (pp.914-982) を伴って完結する。巻末は四つの Appendix (fauna and flora, Name of Gods, People, and Places, Ritual Vocabulary, Weights, Measures, and Currency) (pp. 985-997), Bibliography (pp. 999-1008), Dharmaśāstra Parallels (pp.1009-1034), Pāda Index (pp.1035-1109), Index to the Translation (pp.1111-1131) となって全巻を終了している。

評者はここに MDh が写本その他によって批判的に出版された事を慶び、著者の努力を多とするに吝かでないが、個々の立論には尚幾つかの問題が残るであろう。併し本書の主要部分を形成する pp.389-913の Text は今後研究者必須のものとなるに相違なく、本書が21世紀 MDh 研究史に一時期を画する画期的な業績である事に疑いを容れない。

Patrick Olivelle, *Manu's Code of Law, A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmaśāstra*, (South Asia Research) Oxford University Press 2005, x + 1131p.